

令和5年度

郷原中学校区 生徒指導規程



呉市立郷原中学校・小学校

年 組 番

名前

生徒指導規程

呉市立郷原中学校
呉市立郷原小学校

第1章 総則（目的）

第1条 この規程は、「自律の精神で行動し、自主的な態度を身につけよう」という理念のもとで指導するために制定するものである。児童・生徒が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 全学期を通じて登下校の時刻を守る。（登下校等）

- ・登校…所定の時刻までに登校する。
- ・下校…小学生→学年ごとに下校する。下校予定時刻を守る。
17時までに家に帰る。〔冬季（11月～2月）…16時30分〕
中学生→部活動が終わり次第下校する。
17時30分までに家に帰る。〔冬季（11月～2月）…17時〕
- ・登下校は原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。中学生で自転車通学が許可された生徒については、自転車通学規則に従って安全に心がける。
- ・欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が担任あるいは学校に連絡する。
- ・下校時は、買い食いや寄り道をしない。

第3条 髪型については次のことを指導する。（髪型）

- ・前髪が眉毛にかからない程度、後髪は襟下程度の長さまでとし、それより長い場合はゴムかひも（色は黒か茶、紺）で結ぶ。（結ぶ位置は耳より下で結ぶ）
- ・ヘアピン（華美ではないもので無地）は前髪を止めるために、左右に1本ずつ着用してもよい。
- ・自然の髪を大切にし、パーマ、カール、変色、ツーブロック、ソフトモヒカンなどの一部を極端に伸ばしたり、切ったり、バランスのとれないような特殊な髪型はしない。整髪料の使用などはしない。眉毛は意図的に細くしない。

第4条 次のことを禁止する。（化粧・装飾）

- ・ピアス、ネックレス、プレスレットなどの装身具
- ・口紅・マニキュアなど爪への装飾
- ・違反があった場合は、児童・生徒本人に指導後、保護者連絡をし指導を行う。

第5条 不要物についてはつぎのことを禁止する。（持ち物）

- ・携帯電話の学校への持ち込みは禁止する。
- ・カッターナイフなどの刃物など危険なものは学校に持ってこない。
- ・所持品は大切にし、人の物とまちがえないようにわかりやすく名前を書く。
- ・学校生活に関する持ち物は、小学生は「生活のきまり」、学生は「生徒心得」に則る。
- ・不要物も持ってきた場合は、児童・生徒本人に指導後、保護者に連絡をして保護者に返却する。

（無許可の携帯電話を所持している場合は携帯電話を預かり保護者連絡。また、他の不要物についても同様。）

第6条 身なりについては次のことを指導する。（服装）

- ・小学生は、学校行事及び校外での学習活動（社会見学など）の際、派手でない動きやすい服装とする。
- ・小学生は、校内では名札をつける。

<小学生>

(1) 体育の服装について

- ・白色の体操服と紺色系の半ズボン，赤白帽子（あごひもをつける。）
- ・寒いときや冬場は上着を着て集合してもよい。ただし主運動を始めたら脱ぐ。
- ・ネックウォーマーはつけない。
- ・体操服の下については体操服からはみ出ない下着にし，ハイネックは脱ぐ。
- ・体操ズボンの下にスパッツやストッキング，タイツははかない。

(2) シューズ

- ・校舎内は，上履きを使用する。体育館では運動する場合体育館シューズを使用する。

(3) 靴

- ・布または，ビニール運動靴を使用する。（雨天時の長靴は可）ハイカットの靴やブーツはいけない。

(4) 手袋，マフラー等

- ・手袋，マフラー，ネックウォーマーは登校時に着用してもよい。ただし，校内では着用しない。

<中学生>

(1) 通学服

- ・中学校指定の①学生服，ズボン ②ブレザー，スラックス ③ブレザー，スカートのいずれかを着用する。
- ・スカートを着用する場合は膝が隠れる程度の物を着用する。
- ・通常のものを変形したものはいけない。

(2) カッターシャツ

- ・白で無地のものを着用する。裾はズボンやスカートの中に入れる。
- ・長袖，半袖のどちらでもよいが，長袖を折って着用する時は，肘まできちんと折る。第一ボタンは外しても良い。
- ・登下校時も裾はズボンやスカートの中にきちんと入れておく。

(3) ベスト

- ・中学校指定の制服と同じ素材の物を上着として着用してよい。

(4) 靴下

- ・白の無地の物を着用する。ワンポイント程度の模様なら良い。
- ・くるぶしが見える短いものやルーズソックスは着用しない。

(5) ベルト

- ・黒，茶または紺のものであれば布製でもレザー製でも良い。

(6) カバン

- ・指定のカバンをそのまま使うようにする。

(7) 靴

- ・白の布または，ビニール運動靴を使用する。ハイカットの靴はいけない。

(8) セーター，カーデガン，トレーナー，ベスト

- ・上着の下に着用してもよい。色は白，黒，紺，灰色，茶色など派手でなく，無地のものにする。上着の形がくずれる襟付きのものやハイネックは着用しない。

(9) 手袋，マフラー，ひざ掛け

- ・登下校時に着用してもよい。朝の会～帰りの会の時間帯は着用しない。
- ・色は，白，黒，紺，灰色，茶色など派手でなく，無地またはチェック，ストライプ柄などとし，華美なものは避ける。
- ・ネックウォーマーはつけない。
- ・ひざ掛けは華美でなく，1m四方程度の大きさのものとし，学習時の防寒のために活用しても良い

(10) ウィンドブレーカー

- ・中学校指定のものを，登下校時や部活動において着用できる。朝の会～帰りの会の時間帯は着用しない。ただし，学校行事など許可された場合は着用できる。

(11) シューズ

- ・校舎内は、学校指定のサンダル又はシューズを使用する。
- ・体育館では、体育館シューズを使用する。
- ・部活動で使用するものは、目的以外には使用しない。
- ・健康、転校などの理由により特別のくつを使用するときは許可を受ける。

(12) 下着

- ・カッターシャツの下に華美でなくて無地のものを着用する。
ワンポイント（縦3cm×横6cm程度）の模様ならよい。
- ・上着を着用しない場合は白系統のものとする。

(13) タイツ

- ・体育の授業及び儀式的な行事（卒業式・離任式）の際には着用しない。
- ・タイツ着用時には靴下は履かない。
- ・色は黒のみとする。
- ・110デニール以上とする。

(14) 日焼け止めクリーム

- ・午後の体育の授業及び部活動のために使用可能。（午前は家で塗ってくる。）
- ・クリームタイプのみ。
- ・名前の記入をしておく。
- ・貸し借りはしない。

(15) ヘアピン

- ・先の丸いアメリカピンまたはスリーピンのみ使用可能。
- ・両サイドに1本ずつ。耳の上あたりで止める。
- ・色は黒とする。

第7条 掃除について

- ・掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つとして取り組む。
- ・すばやく取りかかり、時間いっぱい掃除をする。
- ・無言清掃を心がける。

第3章 校外生活に関すること

第8条 全学期を通じて安全に過ごす。

<家庭生活について>

- ・すすんで家事を手伝い、家族の一員としての自覚を持つ。
- ・外出するときは、家族に「いつ」「誰と」「どこへ」「何をしに」「何時に帰る」を伝える。
- ・夜間外出はしない。やむをえない時は保護者同伴とする。

<校外で注意すること>

- ・一人で遠くや危険な所へ行かない。知らない人について行かない。危険を感じたら、大声を出したり、防犯ブザーを鳴らしたりして逃げる。また、近くの大人や「呉こども110番の家」に助けを求める。
- ・川やため池など危険な場所で遊ばない。
- ・小学生は校区外やスーパーマーケット・コンビニエンスストアなどに、自分たちだけでは行かない。
- ・児童生徒のみで娯楽施設（ゲームセンター、カラオケ等）に行かない。
- ・公園の立て看板に書かれているルールはきちんと守る。
- ・火遊びやエアガンなどの危険な遊びはしない。

<交通安全について>

- ・道路を横断するときは、青信号でも左右をよく確かめて渡る。
- ・縁石の上を歩かない。
- ・自転車に乗るときは、次のことを守る。

- ①安全点検など自転車を整備し、体にあった自転車に乗る。

②二人乗りや手放し，スピードの出し過ぎ・急な飛び出しなど危険な乗り方をしない。

③小学生は国道や県道で乗らない。

<その他>

- ・放課後，学校に来るとき，お菓子やジュースなどは持ってこない。
- ・子ども同士でお金や物のやりとりはしない。
- ・地域の一員として，積極的に地域の行事に参加する。

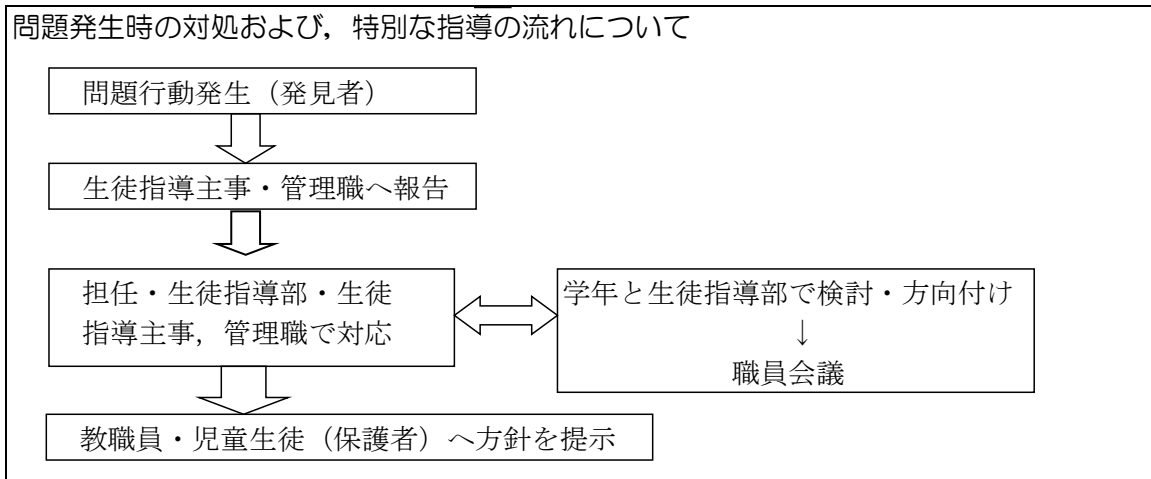
第4章 特別な指導に関すること（問題行動への特別な指導）

第9条 次の行為があった児童生徒で，教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。なお，その具体は第10条に示す。

(1) 法令・法規に違反する行為

(2) 小学生は「生活のきまり」中学生は「生徒心得」のきまりなどに従わない行為

問題発生時の対処および，特別な指導の流れについて



第10条 第9条の補足（生徒指導の段階的指導）

●…中学校のみ ○…小中共通

指導段階	指導対象	指導対象の主な事柄	指導内容と方法
1	ルール・マナー違反（すぐに直せる段階） →指導に従わない場合は指導段階2に移行	○不要物所持 ○指導無視 ○シューズの踵踏み ○授業妨害（エスケープを含む） ○頭髪違反（整髪料） ○自転車登校違反 ○机やイスへの落書き等 ○教師への暴言 ○けんか ○故意でない器物破損 ●シャツ出し ●スカート丈	①1回目…現場注意 ②2回目…個別指導 ③3回目…保護者連絡 ※自転車登校違反に関しては即刻保護者連絡し，1週間自転車を預かるとともにその期間の自転車通学を禁止する。

2	<p>ルール・マナー違反 (多少指導時間を要する段階)</p> <p>※特別な指導実施</p>	<p>○頭髮違反 (染色, 脱色, パーマ)</p> <p>○眉そり</p> <p>○ジュース・菓子等の飲食</p> <p>○ピアス</p> <p>○1段階で改善が見られないもの</p> <p>●その場で直せない制服違反(スカート丈の切断など)</p> <p>●試験に係る不正行為</p>	<p>①別室指導(改善指導)</p> <p>②密な保護者連携(家庭訪問など)</p> <p>③改善の確認 (3日間の間に直すようにさせる。)</p> <p>※原則, 複数の教員で指導</p>
3	<p>犯罪行為</p>	<p>○万引き</p> <p>○金品強要</p> <p>○壁などへの落書き</p> <p>○故意のガラス破損</p> <p>○故意の器物破損</p> <p>○暴力行為, いじめ</p>	<p>※現場注意・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者召喚 ・別室指導(警察との連携) ・反省指導…1日から5日間とする。
	<p>法規・法令違反</p> <p>→指導に従わない場合は指導段階4に移行</p>	<p>○喫煙, 飲酒</p> <p>○夜間徘徊</p>	<p>※現場注意・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者召喚 ・別室指導 <p>2回目→警察との連携</p>
4	<p>生命危機 犯罪行為</p>	<p>○危険物所持 (ナイフなど)</p> <p>○対教師暴力</p>	<p>※警察通報・連携</p>

<注1> 指導段階2からは、別室(相談室等)で特別な指導を行う。本人が改善に向けて指導に従い、落ち着いて教室に入れる状態にあることと、教室内の安心・安全が保たれる状態にあることを確認できるまでは、別室指導とする。

<注2> 本指導内容・方法を基本とするが、本人の変容が第一義であるため、生徒指導部及び学年で十分協議した上で、指導内容・方法を変更することも可能である。

<注3> タブレットの使用については別紙を参照する。